

平成30年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 平成30年4月26日(木) 午前9時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

3 出席委員

委員	関口 三枝子	委員	堀江 均
委員	渡邊 泰之	委員	立川 久雄
委員	石井 啓	委員	秋山 直輝
委員	及川 和範	委員	杉山 布美江
委員	関口 幸一	委員	渡邊 弘
委員	玉手 匠	委員	庄司 三喜夫
委員	大野 與一	委員	根本 博之
委員	福本 正巳		

(欠席委員)

委員	手塚 正二	委員	増田 衣美
委員	川名 克弘	委員	竹元 悦子

4 出席職員

市長	出口 清	障がい者支援課長	時松 君子
支援班班長	永島 伸之	支援班主査	鹿間 久美子
支援班主事	安松 昂汰		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- 1) 役員の選出について
- 2) 袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について
- 3) その他

7 議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>1 開 会</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より、平成30年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開催いたします。本日は、増田委員、竹元委員から欠席の連絡をいただいておりますが、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第2項の規定する過半数に達しており、会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の審議会は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっております。ただし、傍聴申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。また、会議の公開にあたり、本日の協議会は会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、ただ今より、袖ヶ浦市地域総合支援協議会委員の委嘱状交付式を行います。</p> <p>出口市長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。</p> <p>(各委員に委嘱状を交付)</p>
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>続きまして、出口市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>出口市長</p>	<p>(市長あいさつ)</p>
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、初めての会議でございますので、名簿順に順次自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員自己紹介)</p>
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>ありがとうございました。引き続き、本日出席しております職員を紹介いたします。</p>
<p>事務局職員</p>	<p>(職員自己紹介)</p>
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>出口市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>

<p>事務局 (時松課長)</p>	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>本協議会の議長につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条の規定により会長が務めることとなっておりますが、現時点では会長が選出されておられませんので、わたくしの方で仮の議長を務めさせていただきます。</p> <p>お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、議題1の「役員の選出について」を議題といたします。</p> <p>袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第5条の規定により、協議会に会長及び副会長を1名、委員の皆さまの互選により選出することとなっております。選出方法についてはいかががいたしましょうか。</p>
<p>及川委員</p>	<p>事務局に案があればお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (時松課長)</p>	<p>ただ今、事務局に案があれば、というご発言をいただきました。委員の皆さまにご異存が無いようであれば、事務局からの案があれば説明願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>「異議なし」の声</p>
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>事務局といたしましては、地域総合支援協議会の発足以来、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉、また、地域総合支援協議会の実務者会においても中心的な役割を果たし、ご尽力いただいている前会長の関口幸一委員及び前副会長の石井啓委員に継続してお願いできないかと考えております。</p>
<p>事務局 (時松課長)</p>	<p>ただ今、事務局から、会長に関口委員、副会長に石井委員との案が提示されましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>「異議なし」の声</p>
<p>事務局 (時松課長)</p>	<p>それでは、ご異議が無いようでしたら、皆さま賛成ということで、会長に関口幸一委員、副会長に石井啓委員と決定させていただきます。関口会長、石井副会長からごあいさつを頂戴したいと思います。</p>
<p>関口会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>石井副会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局 (時松課長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、ここからの議事進行につきましては、関口会長をお願いいたします。では、関口会長には議長席へご移動をお願いいたします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>それでは、議長席に着かせていただきます。次の議事、議題2の「袖ヶ浦市地</p>

<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>域総合支援協議会等の構成について」、事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>本日配布資料の議題2と右肩に入ったものが、資料1、2、3までございます。袖ヶ浦市地域総合支援協議会の構成についてですが、すでにご承知の委員さんも多い中ではございますが、今回交代された委員さんもおられますことから、確認の意味で説明させていただきます。</p> <p>本協議会の設置の根拠についてですが、資料1に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に協議会の設置について規定されておりまして、同条第1項に、協議会を置くように努めなければならないとされておりまして、これを受けて当協議会を設置しており、設置の根拠につきまして、資料の2に、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱をお示ししています。協議事項といたしましては、要綱第2条に8項目規定されておりまして、今後、皆様方には、大変お忙しい中ではございますが、これらについて協議いただくこととなっております。</p> <p>地域の実情等を把握していないと、具体的な協議とならないことから、当市の協議会では、実務者会を組織し、障がい福祉の向上を目指し活動いただいているところです。その他について、資料3で説明させていただきます。資料3の中ほどに袖ヶ浦市地域総合支援協議会とあります。その下に実務者会、相談支援部会、定例会議、個別支援会議、運営会議とあります。その中で、実務者会につきましては、本協議会からの指示を受けまして、テーマごとに取り組むこととしており、こども、大人、高齢、災害、普及啓発、障がい者が外出しやすい街づくり及び企画の7つのチームを組織し、年間10回～12回にも及ぶ検討を重ねていただいております。その検討結果をこの地域総合支援協議会に報告していただくという流れで、市の障がい福祉の向上に向け、ご尽力いただいているところです。</p> <p>相談支援部会につきましては、7つのチームだけでは掘り起こせない地域のニーズがありますので、相談員が日々受けている相談の中にあるものを確認し、より良い地域づくりをしていくための部会として設置したものです。以上を持ちまして説明を終わります。</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問はありますか。</p> <p>無いようでしたら、続きまして、議題の3に移りたいと思います。その他ということですが、皆さんの方で何かございますでしょうか。</p> <p>それでは、事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局 (永島班長)</p>	<p>本日の議題というわけではございませんが、お手元にごございます「障がい者福祉基本計画（第3期）」、「障がい福祉計画（第5期）」、「障がい児福祉計画（第1期）」の策定に際しましては、昨年度、この袖ヶ浦市地域総合支援協議会委員の皆さまにご審議いただき、ご提言を頂戴いたしまして、この3月に計画を策定する</p>

関口会長	<p>ことができました。誠にありがとうございました。</p> <p>本日、計画書を委員の皆様にお配りいたしました。今後この計画に基づきまして地域総合支援協議会の議論を進めてまいりたいので、協議会出席の際には、計画書をご持参くださいますようお願い申し上げます。事務局からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので、これで議事の方は終わりにさせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (時松課長)	<p>関口会長、ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p> <p>以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

平成30年度 第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 平成30年4月26日(木)
午前9時30分から
場所 袖ヶ浦市役所 7階会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 出席者自己紹介
- 5 議題
 - (1) 役員を選出について
 - (2) 袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について
 - (3) その他
- 6 閉会

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<抜粋>

(協議会の設置)

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱

平成 20 年 3 月 14 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 3 月 30 日告示第 63 号

平成 24 年 2 月 17 日告示第 23 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 59 号

(題名改称)

平成 27 年 3 月 31 日告示第 97 号

平成 28 年 4 月 28 日告示第 111 号

平成 29 年 9 月 20 日告示第 167 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 第 1 項の規定により、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号) 第 17 条第 1 項の規定により、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、袖ヶ浦市地域総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 24 告示 23・全改、平 25 告示 59・平 29 告示 167・一部改正)

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し提言する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 相談支援機能強化事業による相談支援体制に関すること。
- (3) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及

び見直しに関すること。

(7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。

(8) その他障害福祉に関すること。

(平 2 4 告示 2 3 ・ 平 2 9 告示 1 6 7 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者

(2) 障害者支援関係機関関係者

(3) 障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者

(4) 保健、福祉及び医療機関関係者

(5) 教育機関関係者

(6) 雇用機関関係者

(7) 行政機関関係者

(8) その他市長が必要と認める者

(平 2 5 告示 5 9 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(平 2 8 告示 1 1 1 ・ 一部改正)

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15号）の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(平21告示63・平27告示97・一部改正)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の公示以後、初めての委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年告示第63号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第23号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱の廃止)

2 袖ヶ浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱(平成18年告示第140号)は、廃止する。

附 則(平成25年告示第59号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第97号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第111号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年告示第167号)

この告示は、公示の日から施行する。

袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成

平成30年4月1日現在

